

(土木設計・測量等)
委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の図面及び仕様書（この契約の締結時において効力を有する標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他業務を完了するために必要な一切の手段（以下「履行方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定め又は協議がある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、届出、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 設計図書において別に定めがある場合を除き、設計図書の記載内容をこの約款より優先するものとする。
- 10 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 この契約書を電子契約により締結する場合には、電子署名を行った日にかかわらず、この契約書に定める契約日より効力を有するものとする。

(工程表等)

- 第2条 受注者は、この契約締結後、設計図書に基づき、速やかに工程表を作成し、着手届とともに、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは、「当該請求があった日以後」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、発注者が必要でないと認めた場合は、受注者は、工程表の提出を省略することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条及び第6条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者

の著作権の全て（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

- 2 受注者は次項から第 6 項までの場合において、発注者に対して著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 4 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 5 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 受注者は、成果物（この業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 1 条第 4 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 7 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 第 1 項に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 受注者は、業務の履行に当たり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を発注者に請求しないものとする。

（意匠権の実施の承諾等）

第6条の 2 発注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

（監督員）

第7条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののが、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 業務の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答
- (3) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
(業務責任者等)

第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、業務の運営及び取締りを行うほか、業務の履行に関し、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 前項の規定にかかわらず、受注者は、自己の有する権限のうち、業務責任者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 必要があるときは、受注者は、業務責任者に代わって業務の技術上の管理を行う主任技術者を定めることができる。その場合には、主任技術者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

(照査技術者)

第9条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 照査技術者に要する費用は、全て受注者の負担とする。

3 照査技術者は、前条第1項に規定する業務責任者(主任技術者を定めた場合は主任技術者)を兼ねることができない。

(履行報告)

第10条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。この場合において、設計図書に報告の内容その他報告の時期等について定めがある場合には、当該設計図書の定めに従い発注者に報告するものとする。

(業務関係者に関する措置請求)

第11条 発注者又は監督員は、業務責任者、主任技術者、照査技術者、受注者の使用人又は第5条第1項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者で業務の実施につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を探ることを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を探ることを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

(貸与品等)

第12条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第13条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間での協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が当該不適合又は当該発注者の指示が適切ではないことを知りながらこれを発注者に対し通知しなかったときは、この限りでない。

(条件変更等)

第14条 受注者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書にごびゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際と相違すること。
- (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項に定める調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第16条 この契約において、測量調査その他の現場調査業務（以下「現場調査業務」という。）を実施する場合で、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を履行できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第17条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第17条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第18条 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、必要と認められる契約金額の変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第19条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第20条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第21条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 前2項の協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第22条 受注者は、現場調査業務を実施する場合、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、受注者が、現場調査業務を実施する場合、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を探ることを請求することができる。

4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を探った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第23条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第25条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 業務を行うにつき、第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に對して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であるなど、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この

限りでない。

- 3 現場調査業務を実施する場合、調査業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第25条 現場調査業務を実施する場合、成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者が双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第46条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であって検査又は立会いその他業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1）業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 現場調査業務を実施する場合、複数回にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2回目以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは、「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 発注者は、第6条、第13条から第19条まで（第17条の2を除く）、第22条又は第23条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（検査及び引渡し）

第27条 受注者は、業務が完了したときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。

- 2 発注者は、前項の検査（以下「完了検査」という。）の請求を受けたときは、その日から起算して10日以内

に、受注者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。
- 4 受注者は、前2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- 6 第2項の完了検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。この場合において、成果物が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。
- 7 受注者は、第2項の完了検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(技術上の協力)

第28条 受注者は、前条第6項（同条第7項により準用される場合を含む。）に規定する引渡しを完了した成果物による工事施工に当たって、発注者の要求があったときは、発注者に対して、設計解釈上必要な協力をを行うものとする。

(契約代金の支払)

第29条 受注者は、第27条第2項（同条第7項の規定により準用される場合を含む。）の完了検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第27条第2項（同条第7項の規定により準用される場合を含む。）の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約保証金)

第30条 受注者は、契約書に記載の契約保証金を納付した場合において、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の10分の1以上あるときは、受注者は、さらに納入を要しない。

- 2 発注者は、第27条第2項（同条第7項の規定により準用される場合を含む。）の完了検査に合格したとき又は第43条第1項若しくは第44条、若しくは第44条の2の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。
- 3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。
- 4 受注者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に福生市を被保険者とする履行保証保険契約（以下「契約保証金に代わる履行保証保険契約」という。）を締結する場合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184条）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証（以下「契約保証金に代わる担保」という。）を受ける場合は、当該保険契約及び保証は第46条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第31条 発注者は、第27条第6項又は第37条の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第32条 発注者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受注者が保証事業会社と契約書記載の履行期間を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、受注者の請求により、契約書記載の金額を限度として、前払金として支払う。

2 受注者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（発注者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を発注者に提出した上で前払金の請求をしなければならない。

3 発注者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

（契約金額の増減による前払金の追加払又は返還）

第33条 発注者は、前条第1項の規定により前金払をした後、設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不適当と認められるに至ったときは、発注者の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。

3 受注者は、発注者から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以降、発注者が指定する日までに返還しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額にこの契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

（保証契約の変更）

第34条 受注者は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、前条第2項の規定により、前払金の追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以降、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出した上で、請求しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使途制限及び返還）

第35条 受注者は、前払金をこの業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

2 受注者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額にこの契約の締結時における法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（部分払）

第36条 発注者は、業務の完了前において、受注者が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「履行部分」という。）について、受注者の部分払請求を相当と認めるとき（入札心得等において、受注者の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき）は、検査に合格した履行部分に相応する契約金額相当額（以下「履行部分の代価」という。）の10分の9以内で発注者が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第29条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 前項の履行部分の代価は、発注者が認定する。

3 第1項の規定にかかわらず、第32条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、前2項の規定により算定した部分払の額から、当該前払金の額に契約金額に対する履行部分の代価の割合を乗じて得た額を控除し、既払済の部分払の額がある場合はその額を控除した額の範囲内とし、次の式により算定する。

部分払の額≤既済部分の代価×9/10－前払金額×既済部分の代価/契約金額－既払済部分払の額

（部分引渡し）

第37条 成果物について、発注者が設計図書により業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第27条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第29条「契約代金」とあるのは、「指定部分に相応する契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第27条中「業務」とあるのは、「引渡し部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第29条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第29条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約代金は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する契約金額」及び第2号中「引渡部分に相応する契約金額」は、発注者が定める。

（1） 第1項に規定する部分引渡しに係る契約代金

指定部分に相応する契約金額×（1-前払金の額／契約金額）

（2） 第2項に規定する部分引渡しに係る契約代金

引渡部分に相応する契約金額×（1-前払金の額／契約金額）

（前払金等の不払に対する業務中止）

第38条 受注者は、発注者が第32条の規定に基づく支払又は前条において準用される第29条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示してその旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者の費用が増加したとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第39条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき。

（2） 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の費用負担でこれを修補することができる。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は、その賠償の責めを負わない。

（契約不適合責任期間等）

第39条の2 発注者、引き渡された成果物に關し、第27条第6項又は第7項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償請求、代金の減額請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに発注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の内容、発注者の指示又は貸与品の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第40条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みのある時は、発注者は、受注者から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額から第36条の規定による部分払に係る契約金額相当額及び検査に合格した指定部分及び引渡し部分に相応する契約金額相当額を控除した額につき遅延日数に応じ、法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（発注者の催告による解除権）

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- （2） 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- （3） 業務責任者（主任技術者を定めた場合は主任技術者）を定めなかったとき。
- （4） 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第41条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 第3条第1項の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
- （2） この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- （3） 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （4） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- （5） 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- （7） 福生市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年要綱第35号）第11条の規定に基づく福生市

における契約に関する特約書（以下「特約書」という。）第3条第1項第1号に該当する者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

（8） 第44条又は第44条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（9） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

（10） 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関する、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関する、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

（11） この契約に関する、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第42条 第41条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第41条及び第41条の2の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第44条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第15条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

（2） 第16条の規定による業務の履行の中止期間が当初の履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を越えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条の3 第44条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除等の効果）

第45条 この契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第36条に規定する部分払及び第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者、前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、既履行部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該指定部分及び引渡し部分を除くものとする。）の引渡しを受けるものとする。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分契約代金」という。この場合において、第36条に規定する部分払による支払額があるときはその額を控除する。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除等に伴う措置）

第46条 発注者は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、第32条の規定による前払金があ

ったときは、受注者、当該前払金の額（第36条の規定による部分払及び第37条の規定による部分引渡しをしているときは、その部分払及び部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を発注者の指定する日までに返還しなければならない。この場合においては、第33条第4項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された場合等で、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金をしたときは、発注者は、当該前払金の額（第36条の規定による部分払及び第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分払及び部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を、前条第3項の規定により定められた既履行部分契約代金から控除するものとする。

なお、受注者は、受領済みの前払金の額に余剰があるときは、発注者の指定する日までに、当該余剰金額を発注者に返還しなければならない。この場合においては、第33条第4項の規定を準用する。

3 受注者は、業務完了前にこの契約が解除された場合等において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、現場調査業務を実施した場合に、業務の完了前にこの契約が解除された場合等においては、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第5条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有若しくは管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、作業現場を原状に復して、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、作業現場の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

6 第3項及び第4項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第41条、第41条の2又は第46条の2第2項第2号若しくは同条第3項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第43条、第44条又は第44条の2の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（発注者の損害賠償請求等）

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）この契約の成果物に契約不適合があるとき。

（2）第41条又は第41条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者のしている期間内に支払わなければならない。

（1）第41条又は第41条の2の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

（2）成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）

の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号及び第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 2 項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第 41 条の 2 第 7 号及び第 9 号から第 11 号の規定によるときは、この限りでない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 46 条の 3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1） 第 44 条又は第 44 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 29 条第 2 項（第 37 条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、法第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるときは 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。

（賠償の予定）

第 47 条 受注者は、第 41 条の 2 第 1 項第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 41 条の 2 第 1 項第 11 号のうち、受注者の刑法 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第 48 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（紛争の解決）

第 49 条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わなかったときに発注者が定めたものに不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停によりその解決を図る。

2 発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起をすることができない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、業務責任者、主任技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 11 条第 2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定鬼より発注者が決定を行った後でなければ、発注者及び受注者は、前 2 項の調停又は訴えの提起をすることができない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 50 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるもの

のでなければならない。

(補則)

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。